

Weekly Accounting Review

2009年4月8日

株式会社エスネットワークス リサーチ室

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 会計／IFRSに対する経団連・日本公認会計士協会の見解揃う
- 監査／「継続企業の前提」に関連する実務指針改正案（公開草案）の発表
- 税務／「上場有価証券の評価損に関するQ&A」の公表

1. IFRSに対する経団連・日本公認会計士協会の見解揃う（4月6日）

経団連および日本公認会計士協会（JICPA）は、金融庁企業会計審議会企画調整部会が2月4日に公表した「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）(案)」（以下金融庁案）に対するコメントを発表しました。

経団連は金融庁案について「基本的な方向性について賛同」としつつも、「並行開示の簡素化」「企業の規模に応じた段階的適用（例えば決定から3年の準備期間をおき、任意適用対象企業から段階的にIFRS義務付け）」等のコメントを付しています。

また、JICPAは、金融庁案について「我が国のIFRS受入れに関する方針を・・・評価したい」としつつも、「2010年3月期の年度の財務諸表からIFRSの任意適用を認めることを要望する」「強制適用の時期及び方法について明確に示すべき」とのコメントを付しております。

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/030.html>

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/post_1115.html

【金融庁案と経団連・JICPAのコメントの比較】

	金融庁案	経団連コメント	JICPAコメント
基本的考え方	国際的な潮流を踏まえ、日本も早期にIFRS採用を含む具体的な行程表を作成すべき。	（基本的な方向性に賛同）	
任意適用	時期：2010年3月期。 対象：米国・EU上場企業、一定規模以上の上場企業の連結財務諸表	時期：2010年3月期。 対象：金融庁案に賛同。ただし関係者との十分なコンセンサス、条件整備が必要。 対象：金融庁案に賛同。但し、上場子会社・関連会社については、要検討。	時期：2010年3月期。

強制適用	2012年を目途に判断。 準備期間：少なくとも3年間	・（金融庁案に対し）強制適用の時期を明確にすべき。 ・企業規模に応じた段階的適用を検討すべき（例：決定から3年間の準備期間の設置、任意適用対象企業から段階的に義務付け）。	（金融庁案は2015年頃と読み取れるが）強制適用の時期を明確にすべき。
個別財務諸表・非上場企業	・個別財務諸表 強制適用の判断の際に検討。 ・非上場企業 任意適用は改めて検討。	・個別財務諸表 I F R Sの導入と合わせ、開示に関し抜本的に簡素化すべき（注記等で補充）。	

出所：金融庁・経団連・J I C P A資料を基にエスネットワークス作成。

ショート・コメント

個別・非上場企業の財務諸表への適用可否など幾つかのポイントはあるものの、金融庁・経団連・J I C P Aの意見が出揃い、I F R S適用に関してまた一歩前進となります。

2. 「継続企業の前提」に関連する実務指針改正案（公開草案）の発表（4月6日）

日本公認会計士協会は、3月26日付の監査基準の改訂等に伴い、「継続企業の前提」に関連する実務指針の改正案を発表しました（公開草案。意見募集期限4月13日）。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/post_1113.html

現行の基準では、一定の事象又は状況が存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記を要することになりますが、今回の改正案では、

- ・継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、
- ・当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき

に、財務諸表に次の事項を注記することとしています。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

これにあわせて改正案では、監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、**なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否か**を確かめなければならない、とされております。

ショート・コメント

「継続企業の前提」に関する注記を記載するか否かに関し、検討に関する監査人の負担が少なくないという声がありました。本改正により注記の記載を要するケースが少なくなり、実務上の負担が軽減される

ことが予想されます。なお、改正後監査基準は2009年3月期からの適用となります。

3. 「上場有価証券の評価損に関するQ&A」の公表（4月3日）

国税庁は、「上場有価証券の評価損に関するQ&A」を公表しました。

これは、企業が保有する上場有価証券に会計上評価損が生じた場合の、税務上の判断基準を明確化するものです。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/090400/index.htm>

今回の「Q&A」では、事業年度末において、保有有価証券の時価が簿価の50%相当額を下回っており、株価回復可能性が無いと合理的に判断される場合には、（単年度の判断であっても）税務上損金算入が可能としています。また、監査法人から継続的に株価の回復可能性の判断基準・合理性についてチェックを受けている場合には、継続使用を前提に、その判断基準に基づく損金算入は合理的なものと認める、としています。

なお、税務上損金を計上した翌事業年度以降に株価が上昇するなどの状況の変化があったとしても、損金算入した処理を遡及して是正する必要はないとされています。

ショート・コメント

「2事業年度連続で時価が簿価の50%を下回らない限り、評価損については税務上損金計上しない」という実務も従来見られましたが、本「Q&A」にて今後の実務上の判断が明確化されることが期待されます。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス リサーチ室 高桑 昌也

Tel:03-5573-4661 / m-takakuwa@esnet.co.jp